

(国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部改正に伴う経過措置)
 第三条 第四条の規定による改正後の国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令(次条において「新国保算定省令」という。)の規定は、平成二十九年度に係る療養給付費等補助金及び組合普通調整補助金から適用する。

第四条 平成二十九年度における組合調整対象需要額は、新国保算定省令附則第四条の二の規定により読み替えられた新国保算定省令附則第四条の規定により読み替えられた新国保算定省令第十三条(新国保算定省令附則第五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。第一号において同じ。)の規定にかかわらず、同年度における次に掲げる額の合計額とする。

一 新国保算定省令附則第四条の二の規定により読み替えられた新国保算定省令附則第四条の規定により読み替えられた新国保算定省令第十三条の規定により算定される額の十二分の八に相当する額
 二 第四条の規定による改正前の国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令(以下この号において「旧国保算定省令」という。)附則第四条の規定により読み替えられた旧国保算定省令第十三条(旧国保算定省令附則第五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額

○厚生労働省令第六十八号
 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する省令(平成二十九年政令第七十五号)の施行に伴い、並びに障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十一年法律第二百二十三号)第四十三條第七項及び第八十五條の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成二十九年六月三十日
 厚生労働大臣 塩崎 恭久

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和五十一年労働省令第三十八号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改 正 後	改 正 前
	<p>第七條 法第四十三條第七項の厚生労働省令で定める数は、<u>四十五・五人</u>(令別表第二に掲げる法人にあつては、<u>四十人</u>)とする。</p> <p>第二十二條 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金は、次のいずれにも該当する事業所の事業主に対して、機構の予算の範囲内において、支給するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>第七條 法第四十三條第七項の厚生労働省令で定める数は、<u>五十人</u>(令別表第二に掲げる法人にあつては、<u>四十三・五人</u>)とする。</p> <p>第二十二條 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金は、次のいずれにも該当する事業所の事業主に対して、機構の予算の範囲内において、支給するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p>

附 則
 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第六十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第八十五條の二第二項、第九十七條第二項及び第二百七條、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第四百五十五條第二項、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第二百十條並びに高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七十五條第二項及び第六十六條の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年六月三十日
 厚生労働大臣 塩崎 恭久

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令
 (健康保険法施行規則の一部改正)

第一条 健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改 正 後	改 正 前
	<p>(生活療養標準負担額の減額の対象者) 第六十二條の三 法第八十五條の二第二項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 令第四十三條第一項第一号ホの規定の適用を受ける者(第六号に該当する者を除く。)</p>	<p>(生活療養標準負担額の減額の対象者) 第六十二條の三 法第八十五條の二第二項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 令第四十三條第一項第一号ホの規定の適用を受ける者</p>